

障害者短期入所サービス重要事項説明書

(特別養護老人ホーム皆楽園)

当事業所は障害者短期入所事業の指定を受けています。
(和歌山県指定 第3011800038号)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明いたします。
当施設では、利用者に対して障害者短期入所サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

- 1 事業所経営法人
- 2 事業所の概要
- 3 事業実施地域及び営業時間
- 4 居室の概要
- 5 職員の配置状況
- 6 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 7 利用者の記録や情報の管理、開示
- 8 事故発生時の対応
- 9 苦情の受付

1 事業所経営法人

名称	社会福祉法人皆楽園
所在地	和歌山県岩出市西国分668
電話番号	0736-63-0250
代表者氏名	理事長 榎本 茂樹
設立年月	昭和56年7月13日

2 事業所の概要

事業所の種類	短期入所事業・平成24年11月1日指定 和歌山県指定 第3011800038号
事業所の目的	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期入所生活サービスを必要とする身体障害者につき、に短期間の入所をさせ、必要な保護を行う。
事業所の名称	特別養護老人ホーム皆楽園
事業所の所在地	和歌山県岩出市西国分668
電話番号	0736-63-0250
施設長（管理者）	榎本 あゆみ
開設年月日	昭和57年6月1日 ※特別養護老人ホーム皆楽園の開設日です。
利用定員	10名
施設の運営方針	○私達は、一人ひとりの人生をかけがいのないものとして等しく尊重します。 ○私達は、ご利用者の思いに寄り添い、ご利用者の利益に最善を尽くします。 ○私達は、豊かな人間性と高い専門性を磨き、最高の質を追求し続けます。 ○私達は、地域に愛され、地域に誇れる法人創りを目指します。

3 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	岩出市、紀の川市
営業日	年中無休
受付時間	月～日 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	24時間

4 居室の概要

居室・設備の種類	室数
1人部屋	10室
食堂	1室
浴室	3室
医務室	1室
静養室	1室

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必着が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

5 職員の配置状況

職種	人数
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	42名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	8名
5. 機能訓練指導員	1名
6. 医師	1名
7. 管理栄養士（栄養士）	2名

※上記の職員は、特別養護老人ホーム皆楽園の職員を兼務しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	火・水・金（13：30～15：30 その他必要時）
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝・・・ 7：30～ 9：30・・・ 6名 日中・・・ 9：30～18：30・・・ 20名

	遅出・・・18：30～19：00・・・ 3名 夜間・・・18：30～ 7：30・・・ 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝・・・ 8：00～ 9：00・・・ 1名 日中・・・ 9：30～18：00・・・ 3名 夜間・・・18：00～18：30・・・ 1名
4. 機能訓練指導員	月曜日～金曜日・・・ 8：30～17：30

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、下枠の2種類があります。

(1)利用料金は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく報酬単価基準に定める額から給付される場合

(2)利用料金の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく報酬単価に定める額及び食費、その他の費用をご利用者様に負担していただく場合

(1) 障害者総合支援の給付の対象となるサービス

- 以下のサービスについては、障害者自立法にて介護給付費が支給されます。利用者様においては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定めた額をお支払いいただきます。
- 介護給付費対象サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイサービス）全体の利用者負担額は、市町村が上限を定めています。
- なお、介護給付費対象サービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。本事業所が代理受領した介護給付費額については、利用者にその都度通知します。

<介護給付費の対象となるサービスの概要>

①日常生活の支援

○食事の提供（希望者に限る）

管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） 朝食／ 7：30～ 8：30

昼食／11：30～12：30

夕食／17：30～18：30

○入浴

入浴・清拭は、毎週2回行います。利用者の身体の状況と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。

○排泄

利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を行います。

○着脱

○整容

○その他

②送迎サービス

利用者のご希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費の実費をいただきます。

③社会的活動の支援

○日常生活指導

地域において自立した社会生活を送るための機能維持等を目指した指導

○余暇活動

○その他の社会的活動

④相談援助

(2) 利用料金

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
基本単位①		494	494	565	629	761	896
主な加算 単 位 ②	栄養士配置加算	22					
	食事提供体制加算	48					
	短期利用加算	30					
単位計③	① ②	594	594	665	729	861	996
単位当たり単価(円/日) 1単位：10.18 ④		6,046	6,046	6,769	7,421	8,764	10,139
介護給付(円/日) ⑤		5,442	5,442	6,093	6,679	7,888	9,126
自己負担(円/日) ④-⑤		604	604	676	742	876	1,013

*送迎については、ご希望に応じ実施いたします。(片道186単位)

(3) 障害者総合支援の対象外サービス

下記のサービスについては、介護給付の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

①特別なサービスの提供とこれに伴う費用

②介護給付から支給されない日常生活上の諸費用

○食事代

ご契約者に提供する食材料費にかかる費用です。

利用料金：1,392円（朝食 380円、昼食 507円、夕食 505円）

但し低所得者においては1日1食あたり680円の市町村の補足があり、その差額を負担するものとする。

※特別な食事の提供についてはこの限りではありません。

○理髪・美容

[理美容代] …要した費用の実費

月に1回、理容師または美容師の出張による理美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

○レクリエーション、クラブ活動…材料費などの実費

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代などの実費

○複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録を下記時間帯に閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

閲覧・複写ができる窓口業務時間 9時00分～17時00分

利用料金：1枚につき10円（複写料）

○日常生活上必要となる諸費用

通常の日常生活品、教養娯楽品、介護保険適用外の医療物品については実費負担願います。

但し、おむつ代は保険給付対象となっておりますのでご負担いただく必要はありません。

○サービス利用中の診療や治療に関する費用

利用料金：要した費用の実費

○その他

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。

ア. 原則として金融機関口座からの自動引き落としを行います。そのため、所定の用紙に記入が必要です。

イ. 自動引き落とし以外の場合は事務所窓口に来園し現金のお支払いをお願いします。

(4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、サービス計画表（支援計画）で定めたサービ

- スの利用を中止又は変更もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日（2 頁受付時間内）までに事業者にお申し出ください
- ②利用の中止につきまして利用予定日の前日（受付時間内）までにお申し出のない場合は、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- ③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスを提供することができない場合、他の利用日時を利用者に提示して協議します。

（5）利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。

7 利用者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

8 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合、以下の点に留意して対応させていただきます。

<p>①【速やかな連絡】 事故が発生した場合、予め登録いただいている「緊急時の連絡先」へ速やかにご連絡します。また、地方公共団体など関係機関にもご連絡します。</p>
<p>②【事故の状況を報告】 調査した結果に基づいて、ご家族等の皆様に事故の発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。</p>
<p>③【改善策の検討と実践】 発生した事故の要因分析を職員の参画のもとで多角的に行い、具体的な再発防止策を検討・実践していきます。そして検討した結果は、ご家族等の皆様に対して説明します。</p>
<p>④【誠意をもって対応】 事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族等の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。</p>
<p>⑤【損害補償】 利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または損害額を減額されることがあります。</p>

9 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）坂中 務〈施設副課長〉
- 苦情受付窓口（担当者）高津 誠幸〈介護主任〉
- 苦情受付窓口（担当者）中辻 嘉子〈介護支援専門員〉
- 受付時間：毎週月曜日から土曜日 8：30～17：30

また、電話、ファックスでも受け付けています。

- 電話番号：0736-63-0250
- ファックス：0736-63-1847

(2) 行政機関その他苦情受付機関

紀の川市保健福祉部障害福祉課	電話番号	0736-77-2511
和歌山県運営適正化委員会	電話番号	073-435-5527
岩出市福祉課障害係	電話番号	0736-62-2141

10 第三者評価の実施について

当施設では提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

令和5年12月18日改正

令和 年 月 日

障害者短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム皆楽園

説明者職名 _____

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障害者短期入所サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第78号（平成14年6月13日）第77条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
※記載している数値等は、令和5年6月1日のものです。
※省令及び行政からの通知等に基づいて、記載内容が変更される場合があります。